

平成24年度政策評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、平成24年度政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、平成24年度とする。

2 事後評価の実施に関する計画

基本計画に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成24年度中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、次のとおりである。

(1) 実績評価方式による評価

平成24年度においては、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、別添1の基本目標及び業績目標について、平成23年度を評価期間とする評価書を作成する。

また、基本計画第6の5に掲げられたもののうち、別添2の基本目標及び業績目標について、平成24年度を評価期間とする評価を実施する（評価書の作成は平成25年度）。

(2) 事業評価方式による評価

平成24年度においては、基本計画第6の5に掲げられたもののうち、別添3の事業及び規制について、評価書を作成する。

(3) 総合評価方式による評価

平成24年度においては、評価書を作成しない。

3 事前評価の実施に関する計画

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、随時必要に応じて評価を実施する。

実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成23年度を評価期間とし、平成24年度に評価書を作成することとする。

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 少年非行の防止
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持
- 業績目標 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
- 業績目標 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標 6 被疑者取調べの適正化の更なる推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
- 業績目標 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化
- 業績目標 5 犯罪収益対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
- 業績目標 5 道路交通環境の整備

(注)業績目標5の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等の予防鎮圧
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施
- 業績目標 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成24年度を評価期間とし、平成25年度に評価書を作成することとする。

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 来日外国人犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 3 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

事業評価方式による評価

以下の事業及び規制については、平成24年度に評価書を作成することとする。

- 1 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制
 - ・ 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加
 - ・ 中型免許を受けた者に対する運転制限

- 2 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制
 - ・ 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設
 - ・ 外国為替取引に係る通知制度の創設
 - ・ 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設

- 3 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制
 - ・ 免許証提示義務の拡大

- 4 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制
 - ・ 銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定対象犯罪の拡大